

## 二級・木造建築士試験に合格された方へ（登録手続について）

二級・木造建築士となるためには、都道府県知事の免許を受ける必要があります（建築士法第4条第2項・第5条）。この免許を受けなければ建築物の設計・監理を行うことはできません。

### 登録に必要な書類

**重要**令和6年4月1日以降に申請する場合は、申請方法や申請書の様式が変更され、また、手数料は香川県収入証紙ではなくなる予定ですので、ご注意ください。

- ① 二級・木造建築士免許申請書（第1号様式）  
ダウンロードして印刷する場合は**両面印刷**してください。片面2枚での受付はできません。
- ② 実務経歴書（第1号様式の2）及び実務経歴証明書（第1号様式の3）  
ダウンロードして印刷する場合は**両面印刷**してください。片面2枚での受付はできません。  
それぞれ勤務先毎に作成してください。  
建築士登録の要件が**建築の実務経験を7年以上有する者**の場合は、建築士試験受験の際に公益財団法人建築技術教育普及センターに提出したものと**内容が同一である場合は添付を省略**できます。
- ③ 指定科目を修めて卒業したことを証明する書類  
卒業した学校の証明が必要です。  
ただし、建築士試験受験の際に公益財団法人建築技術教育普及センターに提出したものと**内容が同一である場合は添付を省略**できます。
- ④ 本籍の記載のある住民票の写し（発行後6か月以内、マイナンバーの記載の無いもの）
- ⑤ 二級・木造建築士住所等届（第10号様式）
- ⑥ 写真票（様式）（①に貼り付けた写真と同じ写真を貼ってください）
- ⑦ 合格通知書（公益財団法人建築技術教育普及センターから送付されたハガキ）
- ⑧ 免許手数料 24,400 円（令和6年3月29日までは、香川県収入証紙）（免許申請書の所定の欄に貼り付けてください。）

### 登録申請の流れ

- 1 登録申請書等の入手（上記①②⑤⑥）  
香川県建築指導課ホームページからダウンロード または  
一般社団法人香川県建築士会で受取り
- 2 添付書類の準備
  - ・本籍の記載のある住民票の写し  
市区町村役場で、交付を受けてください。交付には手数料が必要です。
  - ・実務経歴証明書（第1号様式の3）  
使用者（法人であれば代表取締役等法人の代表者）に証明を受けてください。
  - ・指定科目を修めて卒業したことを証明する書類
- 3 申請  
窓口は一般社団法人香川県建築士会です。上記①～⑧を本人が持参してください。  
本人確認を行いますので運転免許証等の身分証明書をお持ちください。

#### 4 免許証の交付

香川県において審査の後、二級・木造建築士名簿に登録し、免許証の準備が整い次第、香川県から登録申請者あてに文書で通知します。

免許証の交付は一般社団法人香川県建築士会で行います。その際、通知書と印鑑及び本人であることを証明するもの（運転免許証等）を御持参ください。

免許証の交付には、申請から通常3か月程度（申請内容の審査、確認等の状況によってはそれ以上）かかりますのでご了承ください。

令和6年3月末までに交付を希望される場合は、令和6年1月9日（火）までに申請をお願いします。期限以降に申請した場合や期限内に申請した場合であっても申請内容の審査、確認等の状況により、5月以降の交付となる場合がありますのでご承知おきください。

（再掲）令和6年4月1日以降に申請する場合は、申請方法や申請書の様式が変更され、また、手数料は香川県収入証紙ではなくなる予定ですので、ご注意ください。

#### 問合せ先

香川県土木部建築指導課 総務・企画グループ

〒760-8570 高松市番町四丁目1-10

電話 087-832-3612（直通）

[https://www.pref.kagawa.lg.jp/kenchiku/shihou/appli/01\\_kenchikushi.html](https://www.pref.kagawa.lg.jp/kenchiku/shihou/appli/01_kenchikushi.html)

一般社団法人香川県建築士会

高松市天神前6-34 村瀬ビル2階

電話 087-833-5377